

学研高山地区第2工区3Dモデルデータ作成業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

本業務は、学研高山地区第2工区の事業における計画検討、それに伴う地権者及び市民への計画内容の説明・啓発・意見集約、プロジェクト関係者や専門家との協議、並びに地域景観形成等の計画マネジメントにおいて、事業の具体化を効率的・継続的に行い、地権者の合意形成の促進を図る事を目的として当該地区およびその周辺を検討対象の範囲とした汎用三次元デジタル空間を生成し、その空間を取り込んだ多機能3Dアプリケーションを制作するものである。

(2) 業務名

学研高山地区第2工区3Dモデルデータ作成業務

(3) 業務内容

「学研高山地区第2工区3Dモデルデータ作成業務 特記仕様書（別紙1）」のとおり

(4) 業務期間

契約の日から令和6年3月29日まで

2 業務に要する費用（予定価格）

3,630,000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に関する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 公告日から受託候補者特定の日まで、本市の入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 次のアからエまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若し

- くは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和5年11月1日（水）15時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：令和5年11月7日（火）15:00
- (4) 回答方法：生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
- ② 実施体制各種調書 原本1部、副本2部
 - ア 会社概要（様式3）
 - イ 業務実績調書（様式4）
 - ウ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式5）
 - エ 工程表（様式6）
- ③ 企画提案書（任意様式） 原本1部、副本6部
- ④ 参考見積書（任意様式） 原本1部
※参考見積書の金額が「2.本業務に要する費用（予定価格）」を超過した場合は失格となるため留意すること。

(2) 作成要領

「企画提案書等作成要領（別紙2）」参照

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和5年11月14日（火）15時まで（必着）
- ② 提出場所：生駒市役所都市整備部拠点形成課学研推進室
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を、下記7(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日：令和5年11月22日（水）予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記7(3)で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定します。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認め

る場合は、特定者とし、ないことができるものとします。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとします。

実施日：令和5年11月30日（木）予定

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、電話及び電子メールで通知します。

② 第2次審査

審査結果を電話及び電子メールにより通知します。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 業務実施体制 20 / 130点

評価項目	評価の着眼点	
	判定基準	
会社の業務実績	同種業務の実績(実績の件数) ※同種業務とは地方公共団体でのまちづくりに係る3Dモデルデータの作成業務又はこれに準ずる業務をいう。	過去5年間の実績を評価する。 ・同種業務の実績がある。(2点/件)
技術責任者及び担当者	同種業務の実績(実績の件数) ※同種業務とは地方公共団体でのまちづくりに係る3Dモデルデータの作成業務又はこれに準ずる業務をいう。	過去5年間の実績を評価する。 ・同種業務の実績がある。(2点/件)

(2) 参考見積書 10 / 130点

見積金額に関する評価

(3) 企画提案書 100 / 130点

評価項目	評価事項
空間レビュー性能	・デザインが見やすく操作性に優れているか。 ・作成したデジタル空間データは、施設や道路等の利用者目線でまちのイメージや空間を直感的に感じられるコンテンツであるか。 ・工期ステップに合わせた進捗状況を表現できる機能があるか。
プレゼンテーション及び共有・情報公開性能	・関係機関等へのプレゼンテーション機能は、関係者(プレゼン担当者)が自ら容易に操作できるものであるか。 ・作成したデジタル空間データのアウトプット機能(他アプリケーションへの引用や印刷、画像ファイルの出力等)は十分か。 ・作成したデジタル空間データは、事業の合意形成を目的として関係各所に容易に利活用できる機能があるか。
継続的使用性能	・事業進捗に合わせ継続的にデジタル空間データの更新を必要とする際には、関係者及び各機関の意見やイメージなどをデジタル空間に表現することができるか。 ・作成したデジタル空間データは、計画段階だけでなく事業着手以降も、まちのプロモーション等の幅広い用途に応用できるコンテンツとなっているか。 ・導入後の問い合わせや障害時のサポート体制が充実しているか。
追加提案	・仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があるか。

8 日程

公示	令和5年10月25日（水）
質問受付締切	令和5年11月1日（水）15:00まで
質問回答	令和5年11月7日（火）15:00にHPに掲載
企画提案書等受付締切	令和5年11月14日（火）15:00まで
第1次審査	令和5年11月22日（水）（予定）
第2次審査	令和5年11月30日（木）（予定）
結果通知	令和5年12月1日（金）（予定）
契約締結	令和5年12月上旬（予定）
業務開始	令和5年12月上旬（予定）

※第1次審査を省略する場合、第2次審査を令和5年11月22日（水）に実施し、以下繰り上げる。

9 失格事項

本プロポーザルの提出者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「2 業務に要する費用（予定価格）」を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の技術責任者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとします。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とします。

12 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所都市整備部拠点形成課学研推進室 担当：立田、山上

生駒市東新町8-38 TEL:0743-74-1111 内線 3860、FAX:0743-74-9100

E-mail: gakken@city.ikoma.lg.jp